(2) 確認された埋蔵文化財の取り扱い

遺構が確認されたが、30cm以上の保護層を確保出来ることから慎重工事が相当であるとした。

2-10 中河内遺跡(第1地点)

所 在 地 水戸市中河内町 196-2, 211-2

開発面積 500 m

調査期間 平成17年9月22日

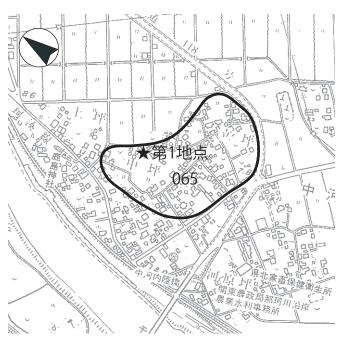
調查原因 個人住宅建築

調査担当 関口慶久

調査概要 開発対象地域のうち,合併浄化槽埋設部分にトレンチを1本設定し(第28図),人力により関東ローム層上面を目標に掘削を行った。トレンチの詳細は下記のとおりである。

(1) トレンチの概要

トレンチ1 2.6m×1.5m。地表下 40cm で表土層 (1層), その下 30cm で近世〜近代にかかる整地層 (2層),その下 70cm で近世以降の耕作土層 (3層)が確認され、地表下 140cm で関東ローム層上面が検出された。遺構は確認されなかったが、2層から近世及び近代の陶磁器・土器・鉄製品が数点出土した。 (関口)



第27図 中河内遺跡(第1地点)の位置

(2) 出土遺物

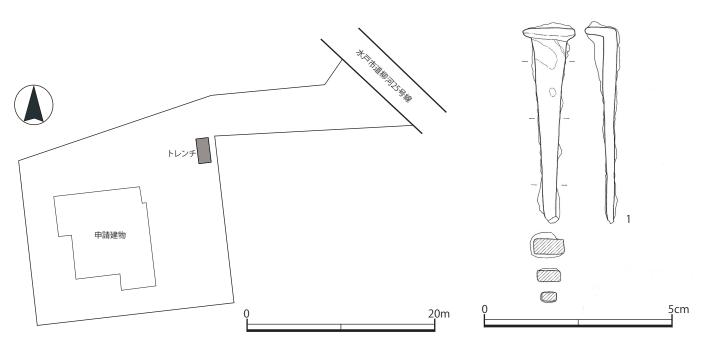
第29図-1は鉄製の釘である。長さは10.6cmと長く,頭は平坦である。

(色川)

(3) 確認された埋蔵文化財の取り扱い

遺構が確認されなかったことから、慎重工事が相当であるとした。

(関口)



第28図 中河内遺跡(第1地点)のトレンチ配置

第29図 中河内遺跡(第1地点)出土遺物

2-11 平塚遺跡(第1地点)

所 在 地 水戸市田谷町字権現山 2391-1

開発面積 443.38 ㎡

調査期間 平成17年5月31日

調査原因 個人住宅建築

調查担当 関口慶久,新垣清貴

調査概要 開発対象地域のうち,合併浄化槽埋設部分にトレンチを1本設定し(第31図),人力により関東ローム層上面を目標に掘削を行った。トレンチの詳細は下記のとおりである。

(1) トレンチの概要

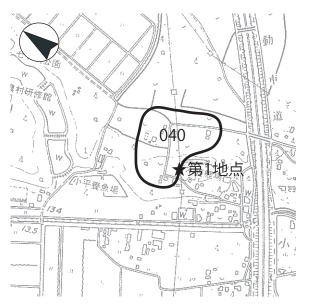
トレンチ1 2m×1m。地表下 70cm で黒褐色土の遺物 包含層が堆積し、その下約 40cm で関東ローム層上面が検 出された。遺構は確認されなかったが、遺物包含層からの 縄文土器・土師器・須恵器が多数出土した。 (関口)

(2) 出土遺物

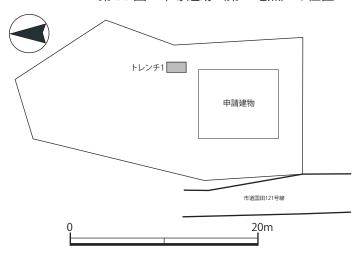
第32図-1~3は縄文土器である。1は浅鉢形土器と考えられる。2は単節斜縄文LRを横位に施文後、沈線文が施されている。3は単節斜縄文RLを横位に施文後、沈線文が施されている。1~3は後期前葉「堀之内式」に相当する。 (色川)

(3) 確認された埋蔵文化財の取り扱い

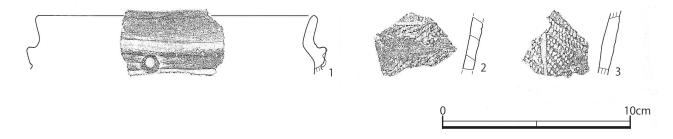
遺構が確認されなかったことから、慎重工事 が相当であるとした。 (関口)



第30図 平塚遺跡(第1地点)の位置



第31図 平塚遺跡(第1地点)のトレンチ配置



第32図 平塚遺跡(第1地点)出土遺物

2-12 堀遺跡 (第4地点)

所 在 地 水戸市堀町 426-8, 426-9 の一部

開発面積 4,500 m²

調査期間 平成17年5月31日

調査原因 個人住宅建築

調查担当 関口慶久,新垣清貴

調査概要 開発対象地域のうち,進入道路予定部分にトレンチを1本設定し(第34図), 重機により関東ローム層上面を目標に掘削を行った。トレンチの詳細は下記のとおりである。

(1)トレンチの概要

トレンチ1 27m×3m。地表下70cmで黒褐色土の遺物包含層が堆積し、その下約40cmで関東ローム層上面が検出された。遺構は確認されなかったが、遺物包含層からの縄文土器・土師器・須恵器が多数出土した。 (関口)

(2) 出土遺物

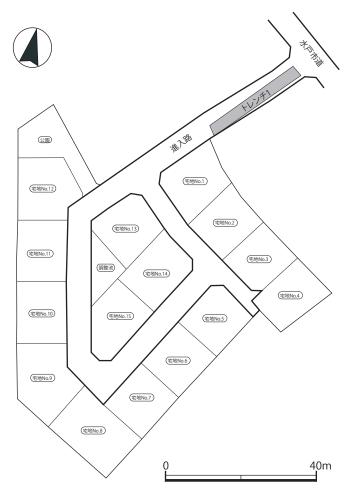
第 35 図 -1 は縄文土器である。単節斜縄文LR が縦位に施文されている。時期は後期前葉「堀之内式」に相当する。 $2 \sim 7$ は須恵器である。 $2 \cdot 3$ は須恵器の無台坏, $4 \sim 6$ は有台坏,7 は高坏の脚部片である。 (色川)

(3) 確認された埋蔵文化財の取り扱い

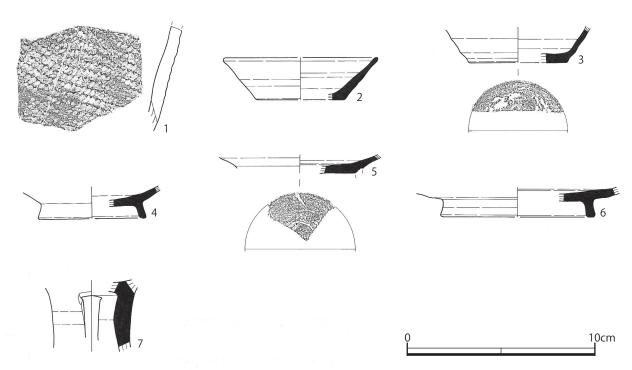
遺構が確認されなかったことから、慎重工事が 相当であるとした。 (関口)



第33図 堀遺跡(第4地点)の位置



第34図 堀遺跡(第4地点)のトレンチ配置



第35図 堀遺跡(第4地点)出土遺物

2-13 西原古墳群 (第6地点)

所 在 地 水戸市堀町字宮脇 49-17~20

開発面積 443.38 ㎡

調査期間 平成17年12月1日~2日

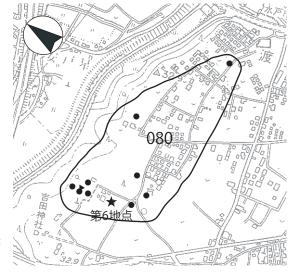
調査原因 個人住宅建築

調査担当 新垣清貴

調査概要 開発対象地域のうち, 浄化槽埋設予定部分にトレンチを3本, 申請建物部分トレンチを1本設定し(第37図), 重機により関東ローム層上面を目標に掘削を行った。トレンチの詳細は下記のとおりである。

(1) トレンチの概要

トレンチ1 3m×2m。地表下85~100cmで関東ローム 層上面が検出されるとともに、円墳の周溝とみられる溝跡が 1条確認された。遺構の深さを確認するために、掘り下げた ところ、上面幅1.9m、深さ0.6m、底面幅0.8mの逆台形を 呈することが確認された。遺物は周溝内から円筒埴輪片が少量出土した。



第36図 西原古墳群(第6地点)の位置

トレンチ 2 $5m \times 2m$ 。地表下 $85 \sim 100$ cm で関東ローム層上面が検出されるとともに、円墳の周溝とみられる溝跡が 1 条確認された。遺物は遺構確認面から円筒埴輪片が少量出土した。

トレンチ 3 4.5m×2m。地表下 $85 \sim 100$ cm で関東ローム層上面が検出されるとともに、円墳の周溝とみられる溝跡が 1 条確認された。遺物は遺構確認面から円筒埴輪片が少量出土した。

トレンチ 4 $3m \times 2m$ 。地表下 $85 \sim 100$ cm で関東ローム層上面が検出されたが、遺構・遺物ともに確認されなかった。 (新垣)

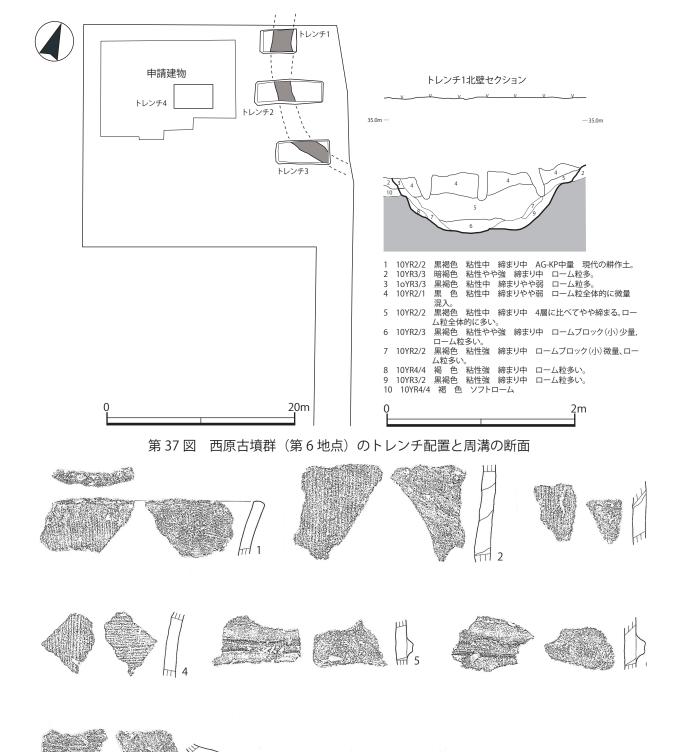
(2) 出土遺物

第 38 図 $-1 \sim 7$ は埴輪である。1 は口縁部の破片で外面は縦刷毛,内面は横刷毛が観察される。 $2 \sim 4$ は体部の破片で,いずれも外面は縦刷毛,内面は横及び斜め方向の刷毛が観察される。 $2 \cdot 3$ は輪積みの痕跡が断面に観察

される。 $5\sim6$ は凸帯部の破片で低い凸帯を持つ。7 は朝顔型埴輪の括れ部の破片で、外面には縦方向の刷毛が観察される。 (色川)

(3) 確認された埋蔵文化財の取り扱い

浄化槽埋設部分において遺構が確認されたことから、配置換えを事業者に申し入れし、計画変更されたことから、 工事立会が相当であるとした。 (新垣)



第38図 西原古墳群(第6地点)出土遺物

10cm

2-14 水戸城跡 (第2地点)

所 在 地 水戸市三の丸2丁目6-8

開発面積 220 m

調査期間 平成17年5月30日

調査原因 法面保護工事

調査担当 関口慶久・川口武彦

調査概要 開発対象地域のうち,斜面部はコンクリート吹きつけ及び鋼管杭打ち込みによる工事が施されるため, 事前に踏査を行った。校庭部には,U字形側溝を埋設するため,埋設予定個所にトレンチを2本設定し(第41図), 人力により関東ローム層上面を目標に掘削を行った。トレンチの詳細は下記のとおりである。

(1) トレンチの概要

トレンチ1 $1m \times 1m$ 。地表下 $85 \sim 100$ cm で遺物は近世瓦のほか、陶器、磁器、近世瓦、ガラス、煉瓦、漆喰、礫が多数出土した。

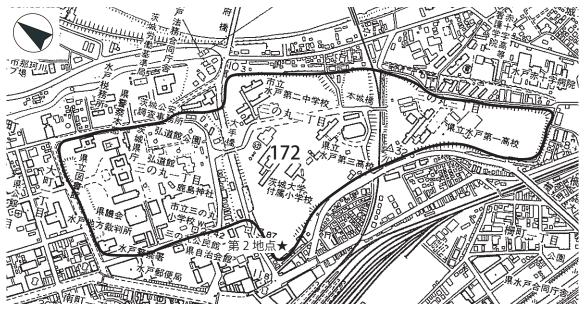
トレンチ2 1m×1m。地表下85~100cmで遺物は近世瓦が少量出土した。(関口)

(2) 出土遺物

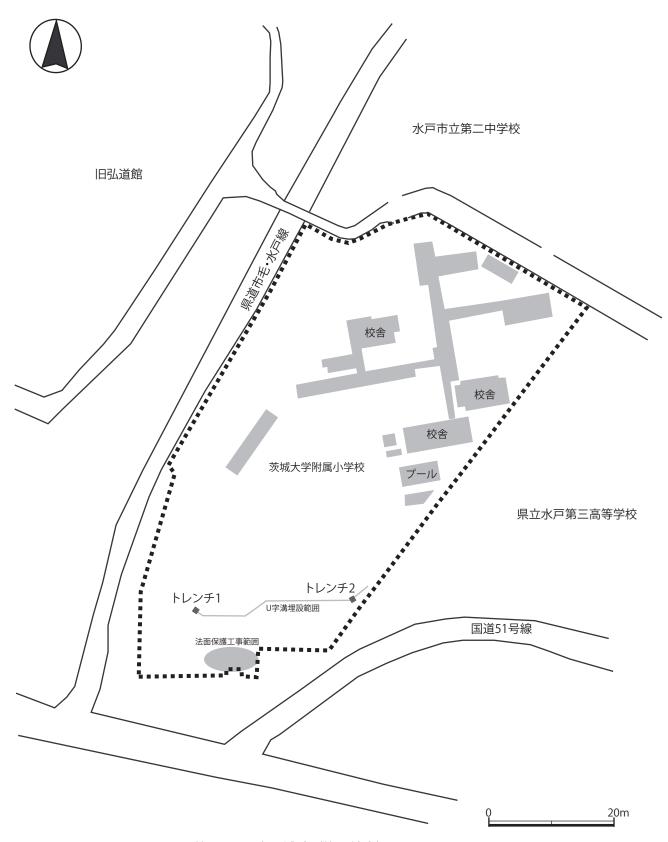
第 $42 \boxtimes -1 \sim 9$ は近世瓦である。 $1 \ge 2$ は棟飾り瓦である。方形を呈する平坦な板に6 本の櫛状工具を用いて線刻し,その上から扇状の隆帯を貼り付け,隆帯間の隙間に漆喰を埋め込んで使用されたものである。3 は有段式丸瓦である。短い玉縁部を有し,凸面は全てヘラ削り調整が施されている。内面には布目圧痕と布を綴じる綴じ紐の痕跡がみられる。4 は軒丸瓦の破片で,中心部に巴文を配置し,その周縁には珠文を配置する構成の文様である。 $5 \sim 7$ は棟込瓦である。軒丸瓦の瓦当文様に比べて径が小さく,丸瓦部の長さも短い。 $5 \cdot 6$ は左巻三巴文であるのに対し,7 は右巻三巴文である点で異なっている。8 は軒桟瓦とみられ,文様は江戸式である。9 は引掛桟瓦の引掛部とみられる。

(3) 確認された埋蔵文化財の取り扱い

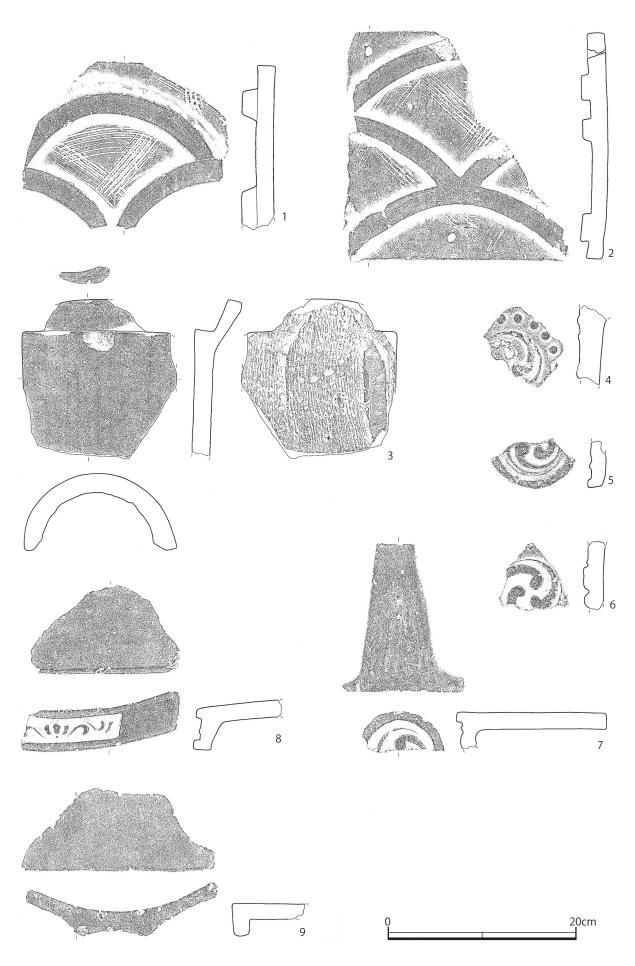
遺構・遺物が確認されたが、30cm以上の保護層を確保出来ることから、工事立会が相当であるとした。(関口)



第40図 水戸城跡(第2地点)の位置



第41図 水戸城跡(第2地点)のトレンチ配置



第42図 水戸城跡(第2地点)出土遺物

2-14 水戸城跡(第3地点)

所 在 地 水戸市三の丸2丁目9-22

開発面積 41,285 ㎡

調査期間 平成17年8月29日~9月1日

調査原因 学校校舎改築工事

調査担当 関口慶久・新垣清貴

調査概要 開発対象地域のうち,新校舎の建設予定地にかかる部分で掘削が可能な個所にトレンチを8本設定し(第44図)、人力により関東ローム層上面を目標に掘削を行った。トレンチの詳細は下記のとおりである。

(1) トレンチの概要

トレンチ 1 $5m \times 1m$ 。地表下 230cm まで掘削したが、現代の撹乱が著しく、遺構は確認されなかった。遺物は近世の陶磁器・瓦が出土した。

トレンチ 2 $2m \times 1m$ 。 地表下 30cm で旧建物のコンクリート基礎にあたり、それ以上の掘削はできなかったため、遺構・遺物の存在を確認することができなかった。

トレンチ 3 $2m \times 1m$ 。地表下 70cm で関東ローム層上面が検出されるとともに、ピット 1 基が確認された。遺物は近世の陶磁器・瓦が出土した。

トレンチ 4 $2m \times 1m$ 。地表下 80cm で関東ローム層上面が検出されるとともに、ピット 3 基、中規模土坑 1 基が確認された。遺構は重複しており、頻繁な土地利用が窺える。遺物は近世の陶磁器・土器・瓦が若干出土した。

トレンチ 5 $3m \times 2.5m$ 。本トレンチでは近現代の盛土が厚く堆積しており、地表下 100cm で関東ローム層上面が検出された。遺構はピット 1 基、地下室 1 基が確認された。遺遺物は近世の陶磁器・土器・瓦が若干出土した。

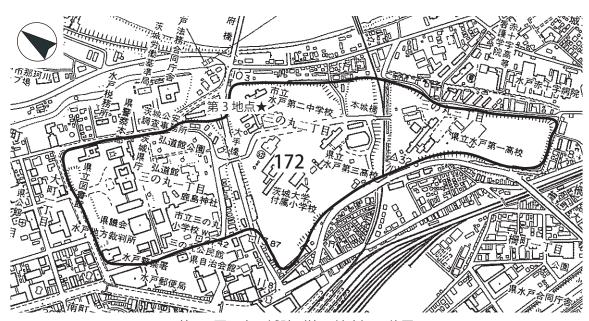
トレンチ 6 $5m \times 2m$ 。 地表下 50cm で関東ローム層が検出されるとともに、ピット 2 基、地下室 1 基、植栽痕 1 基が検出された。地下室からは近世の瓦が若干出土した。

トレンチ7 $10m \times 1m$ 。地表下 210cm まで掘削したが、現代の撹乱が著しく、遺構・遺物ともに確認されなかった。

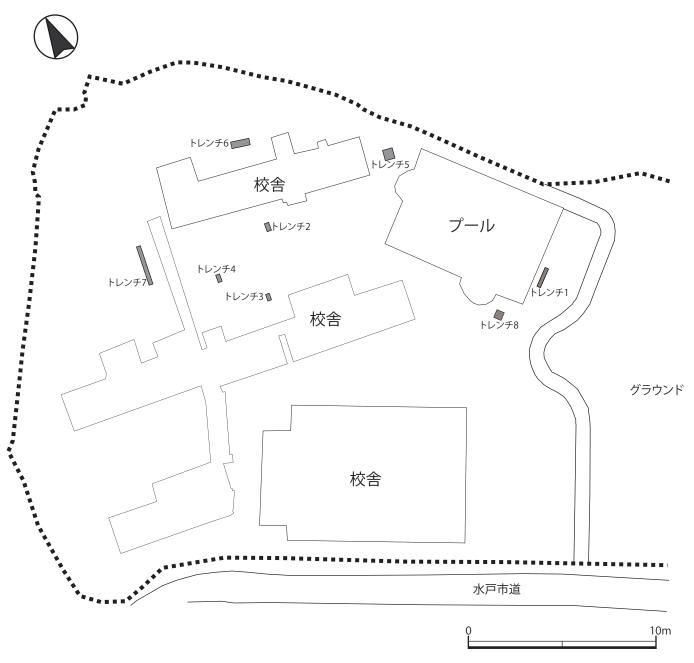
トレンチ 8 $2m \times 2m$ 。 地表下 80cm で関東ローム層上面が検出されるとともに、ピット 3 基、中規模土坑 2 基が確認された。 遺物は近世の陶磁器・瓦が出土した。 (関口)

(3) 確認された埋蔵文化財の取り扱い

遺構・遺物が確認され、30cm以上の保護層が確保出来ないことから、記録保存を目的とした本発掘調査が相当であるとした。なお、本発掘調査は、学校校舎改築工事との調整から、3期に分けて行うこととし、第1期目の調



第43図 水戸城跡(第3地点)の位置



第44図 水戸城跡(第3地点)のトレンチ配置

査(第4地点6次調査)は、株式会社大成エンジニアリングの協力を得て、平成18年8月16日から平成18年12月2日まで2,250㎡を調査対象として実施した。第3地点の試掘調査出土遺物については、利用者の便を図るため、第1期~第3期にわたる本発掘調査の報告書に纏めて収録することとする。 (関口)

2-16 米沢町遺跡(第1地点)

所 在 地 水戸市千波町字中道南 1503 外

開発面積 999 ㎡

調査期間 平成 17 年 8 月 11 日・17 日~ 19 日

調査原因 宅地造成工事

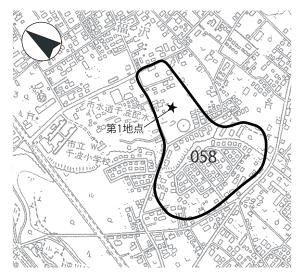
調査担当 関口慶久・新垣清貴

調査概要 開発対象地域のうち、トレンチを4本設定し(第46図)、重機により関東ローム層上面を目標に掘削を行った。 トレンチの詳細は下記のとおりである。

(1) トレンチの概要

トレンチ1 $1m \times 1m$ 。地表下 50cm までは現代の盛土・耕作土の堆積が認められ(I 層・I 層),その直下で縄文時代~中世の遺物包含層(II 層)が確認されたが,遺構・遺物は確認されなかった。

トレンチ 2 $1m \times 1m$ 。 地表下 50cm までは現代の盛土・耕作土の堆積が認められ(I 層・II 層),その直下で縄文時



第45図 米沢町遺跡(第1地点)の位置

代~中世の遺物包含層(Ⅲ層)が確認されたが、遺構は確認されなかった。遺物は縄文土器が出土した。

トレンチ 3 $1m \times 1m$ 。地表下 50cm までは現代の盛土・耕作土の堆積が認められ(I 層・I 層),その直下で縄文時代~中世の遺物包含層(I 層)が確認され、溝跡 1 条(002 号),土坑 2 基(001 号・003 号)が確認された。溝跡はトレンチ 4 で確認されたものと連結するとみられる。遺物は溝跡の南側に位置する土坑から内耳土鍋が出土している。

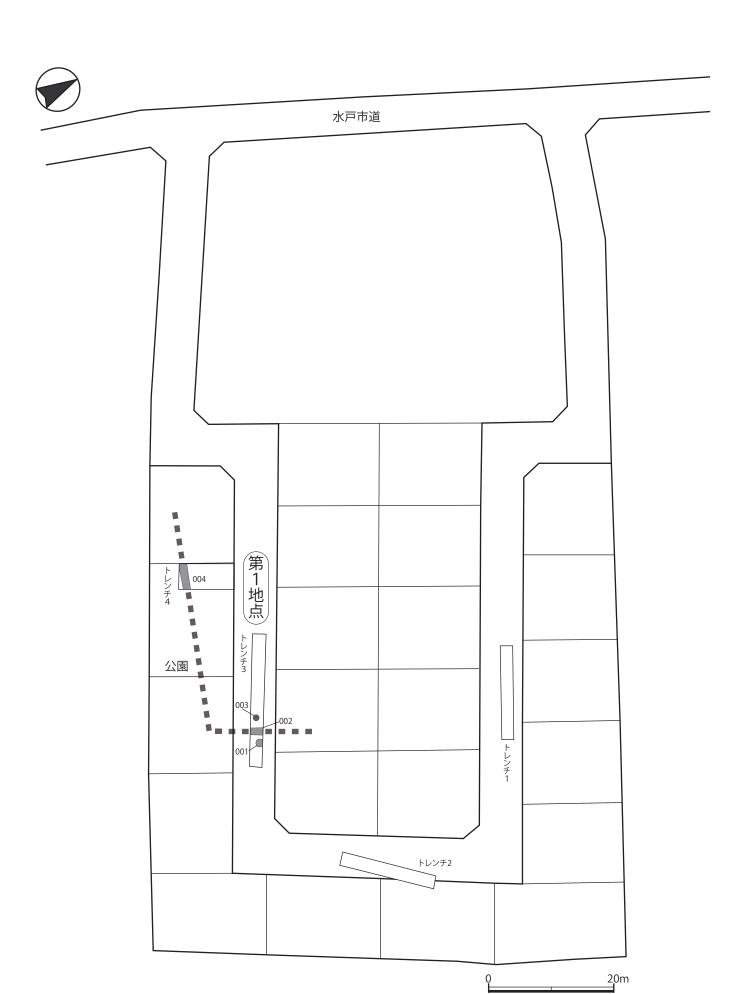
トレンチ 4 $1m \times 1m$ 。 地表下 50cm までは現代の盛土・耕作土の堆積が認められ(I 層・I 層),その直下で縄文時代~中世の遺物包含層(I 層)が確認され、溝跡 1 条(004 号)が確認された。溝跡はトレンチ 3 で確認された 002 号と連結するものとみられる。遺物は縄文土器が出土した。

(2) 出土遺物

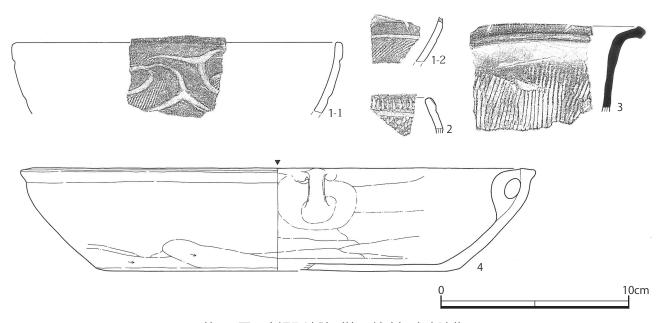
第 47 図 $-1 \sim 2$ は縄文土器である。 $1 \cdot 2$ は縄文土器である。 2 は工事立会の際に出土した粗製土器で,口縁部が内湾する。 1 は晩期「安行 3 a式」, 2 は後期「安行 2 式」~晩期「安行 3 a式」に相当する。 3 は工事立会の際に出土した須恵器の甑, 4 はトレンチ 3 の溝跡から出土した中世以降の内耳土鍋である。 (色川)

(3) 確認された埋蔵文化財の取り扱い

遺構・遺物が確認されたが、30cm以上の保護層を確保出来ることから、工事立会が相当であるとした。(関口)



第46図 米沢町遺跡(第1地点)のトレンチ配置



第47図 米沢町遺跡(第1地点)出土遺物



写真 1 米沢町遺跡 (第1地点) トレンチ 3 遺構検出状況 写真 2 米沢町遺跡 (第1地点) トレンチ 3-002 号遺構断面



写真3 米沢町遺跡 (第1地点) トレンチ3-001 号遺構遺物検出状況 写真4 米沢町遺跡 (第1地点) トレンチ2遺構検出状況

2-17 米沢町遺跡 (第2地点)

所 在 地 水戸市千波町字中道南 1502-3 (千波が丘ニュータウン No.6)

開発面積 163 m

調査期間 平成18年1月30日

調査原因 個人住宅建築

調査担当 関口慶久・新垣清貴

調査概要 開発対象地域は第1地点の東部に位置する。申請建物部分にトレンチを設定し(第48図),重機により関東ローム層上面を目標に掘削を行った。トレンチの詳細は下記のとおりである。

(1) トレンチの概要

トレンチ1 $7m \times 6m$ 。 地表下 100cm で関東ローム層上面が検出されたが、遺構は確認されなかった。遺物は中世のカワラケや陶器・土器片が数点出土した。

(2) 確認された埋蔵文化財の取り扱い

遺構が確認されなかったことから慎重工事が相当であるとした。

(関口)

2-18 米沢町遺跡 (第3地点)

所 在 地 水戸市千波町字中道南 1502-3 (千波が丘ニュータウン No.5)

開発面積 183 m

調査期間 平成18年1月30日

調査原因 個人住宅建築

調查担当 関口慶久・新垣清貴

調査概要 開発対象地域は第1地点の東部に位置する。申請建物部分にトレンチを設定し(第48図),重機により関東ローム層上面を目標に掘削を行った。トレンチの詳細は下記のとおりである。

(1) トレンチの概要

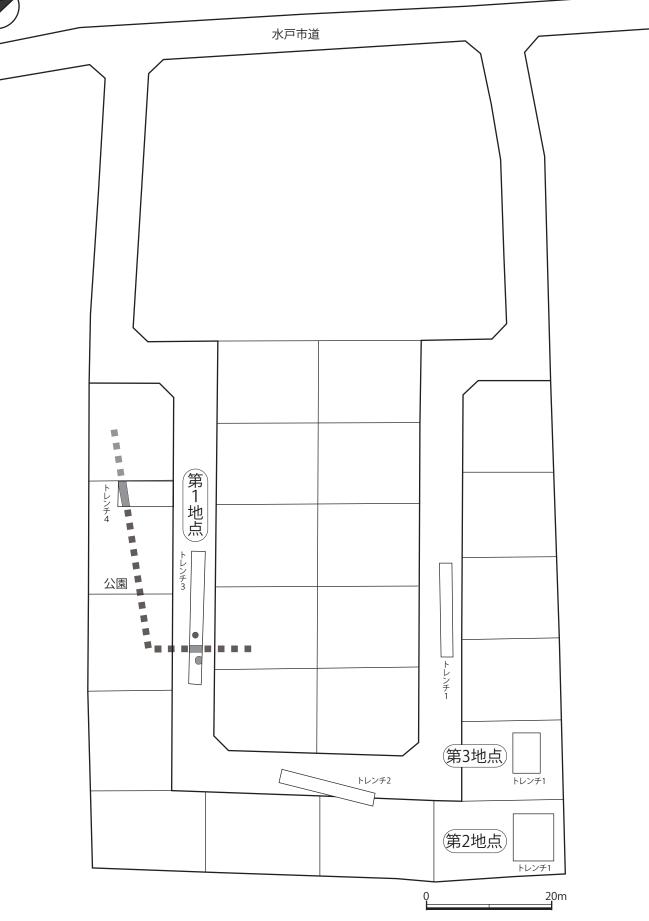
トレンチ1 $6m \times 4m$ 。地表下 110cm で関東ローム層上面が検出されたが、遺構は確認されなかった。遺物は 須恵器や中世のカワラケの破片が数点出土した。

(2) 確認された埋蔵文化財の取り扱い

遺構が確認されなかったことから慎重工事が相当であるとした。

(関口)





第48図 米沢町遺跡(第2・3地点)のトレンチ配置

第3章 開発に伴う確認調査

第2章で報告した試掘調査とは異なり、長期間に亘る確認調査を2件実施している。調査は重機(バックホウ)により、関東ローム層上面まで表土を掘削し、遺構の精査を行い、確認された遺構については、性格や時期を把握するため、部分的に掘削を実施した。遺物は遺構確認面一括遺物、遺構出土遺物に区分し、取り上げを行った。

3-1 堀遺跡 (第3地点)

所在地 水戸市堀町字高野台 3237 外

調査面積 356 ㎡

調査期間 平成 17年5月12日・7月19日~

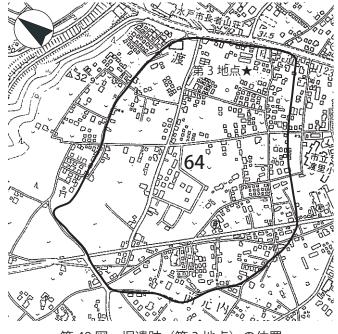
21日・8月1日~10日

検出遺構 竪穴住居跡 6, 土坑 1

出土遺物 土師器・須恵器・瓦・鉄釘

調査担当 川口武彦・関口慶久・新垣清貴

調査概要 宅地造成工事に伴う照会が提出されたことから、5月12日に試掘調査を実施した。開発対象地1,613.10㎡のうち、進入道路部分に2m×1mのトレンチを2個所設定し、人力による掘削を行った。その結果、両トレンチにおいて竪穴住居跡とみられるプランが検出された。その後、遺構の広がりを把握するため、7月19日~21日と8月1日~10日の期間に進入道路部分全体を対象とした、確認調査を実施した。その結果、奈良・平安時代の竪穴住居跡6軒、土坑1基を確認するとともに、



第49図 堀遺跡(第3地点)の位置

土師器・須恵器・瓦・鉄製品が出土した。以下では、遺構毎に記述を行う。

(1) 001 号遺構

竪穴住居跡であり、確認できた規模は東西 4m 以上、南北 1.5m 以上の範囲である(第50回)。遺物は須恵器のかえりを有する坏蓋の小片が出土していることから、7世紀末~8世紀前葉に造営された可能性がある。

(2) 002 号遺構

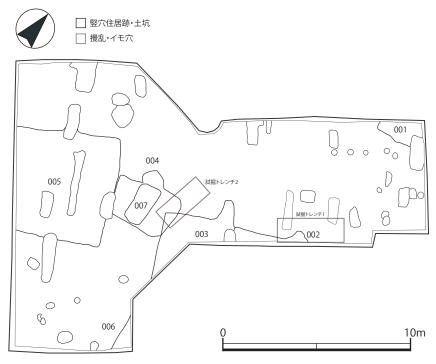
竪穴住居跡であり、003 号遺構と重複し、003 号遺構を切る。確認できた竪穴住居跡の規模は東西 4m 以上、南北 1m 以上の範囲であるが、北側に竈を有し、その中線から西端までの距離が 3.5m であることを考慮すると、一辺 7m 四方の規模であった可能性がある(第 50 図)。遺物の技術的・形態的特徴から 9 世紀前半に造営された可能性が高い。

(3)003号遺構

竪穴住居跡であり、002 号遺構と重複し、002 号遺構に切られる。確認できた竪穴住居跡の規模は東西 3.8m 以上、南北 5m 以上の範囲であるが、北側に竈を有し、その中線から西端までの距離が 3m であることを考慮すると、一辺 6m 四方の規模であった可能性がある(第 50 図)。土師器・須恵器の小片が出土しているが、その技術的・形態的特徴から 8 世紀前半に造営された可能性が高い。

(4) 004 号遺構

竪穴住居跡であり、003 号遺構及び005 号遺構、007 号遺構と重複し、003 号遺構・005 号遺構を切って、007 号遺構に切られている。確認できた竪穴住居跡の規模は東西3.5m、南北3.2mの範囲であるが、北側に竈を有している(第50図)。土師器・須恵器・瓦が出土しており、竈部分及び007 号遺構の北側から瓦が集中して出土していることから、竈の補強材に瓦を利用していた可能性が高い。土師器・須恵器の技術的・形態的特徴から9世紀半ば頃に造営された可能性が高い。



第50図 堀遺跡(第3地点)の遺構配置

(4) 005 号遺構

竪穴住居跡であり、004号遺構と重複し、004号遺構に切られている。確認できた竪穴住居跡の規模は東西 5.5m, 南北 6m の範囲であるが、北側に竈を有している(第50図)。土師器・須恵器・瓦が出土しており、土師器・須恵器の技術的・形態的特徴から8世紀前葉~中葉頃に造営された可能性が高い。

(5) 006 号遺構

竪穴住居跡であり、確認できた規模は東西 1m、南北 2.5m の範囲である(第 50 図)。土師器・須恵器の小片が出土しており、その技術的・形態的特徴から 9 世紀代に構築された可能性が高い。

(6) 007 号遺構

土坑であり、004 号遺構と重複し、004 号遺構を切っている。確認できた規模は東西 3.5m、南北 3.2m の範囲であるが、北側に竈を有している(第50図)。 (川口・関口・新垣)

(7) 出土遺物

第 51 図 -1 ~ 3 は 002 号遺構から出土した須恵器と土師器である。1 は須恵器の無台坏,2 は須恵器の盤,3 は内面黒色処理の施された土師器の盤である。技術的・形態的特徴から9世紀第 I 四半期頃~第 I 四半期の所産とみられる。4~7 は 005 号遺構から出土した須恵器・土師器・鉄釘である。4 は須恵器の有台坏,5 は須恵器の無台坏,6 は土師器甕である。その技術的・形態的特徴から8世紀前葉~中葉頃の所産とみられる。7 は鉄釘で,末端部を欠損している。

第 52 図 $-1 \sim 7$ は $004 \cdot 007$ 号遺構から出土した遺物である。 $1 \sim 3$ は須恵器の無台坏,4 は土師器の無台坏, $5 \cdot 6$ は土師器の甕,7 は須恵器の短頸壺である。 $1 \cdot 3 \cdot 5$ は 004 号遺構, $2 \cdot 4 \cdot 6 \cdot 7$ が 004 号遺構から出土しているがいずれもその技術的・形態的特徴から 9 世紀中葉頃の所産とみられる。 (渥美)

第 53 図は 005・007 号遺構から出土した瓦である。 $1 \sim 3$ は丸瓦で、 $4 \cdot 5$ が平瓦である。1 は凸面に正格子叩きが施されたのち、ナデ調整により消している。凹面には布目圧痕がみられる。2 は凹凸両面ともにナデ調整が施されており、布目圧痕がみられず、輪積みの痕跡が確認できることから、模骨を使用せずに粘土紐巻き上げによる製品とみられる。3 は凸面に平行叩きの痕跡がみられ、凹面には布目圧痕がみられる。4 は凸面に長縄叩きの痕跡がみられ、側面の角度から一枚作りによる製品とみられる。5 は凸面にへう削りの痕跡がみられ、凹面には布目

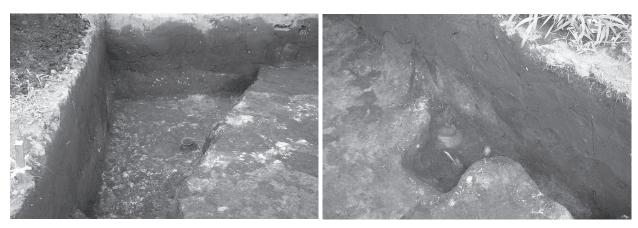


写真 5 堀遺跡 (第3地点) 001 号遺構遺物出土状況 (南東から) 写真 6 堀遺跡 (第3地点) 002 号遺構遺物出土状況 (北西から)



写真 7 堀遺跡 (第3地点) 003 号遺構竈部分土層断面 (西から) 写真 8 堀遺跡 (第3地点) 003 号遺構調査状況 (南西から)



写真 9 堀遺跡 (第3地点) 004・007 号遺構遺物出土状況 (南東から) 写真 10 堀遺跡 (第3地点) 004・007 号遺構調査状況 (南東から)

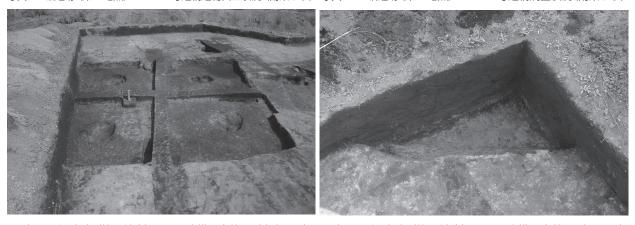
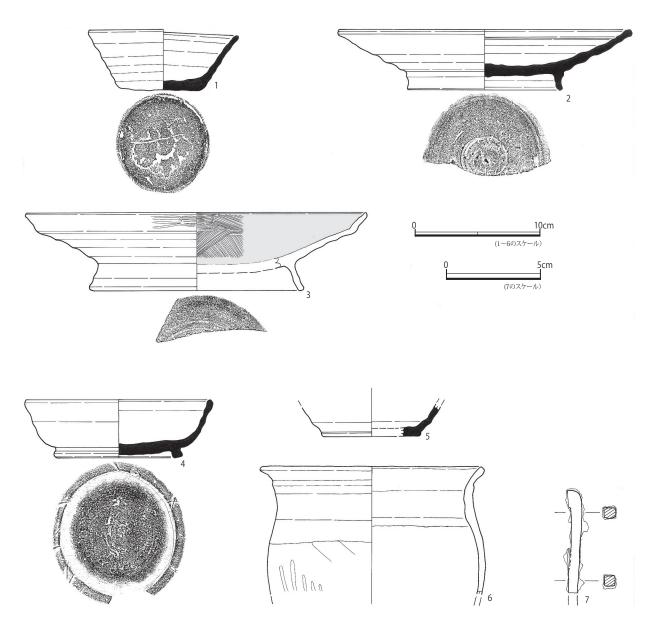


写真 11 堀遺跡(第3地点)005号遺構調査状況(南東から) 写真 12 堀遺跡(第3地点)006号遺構調査状況(西から)



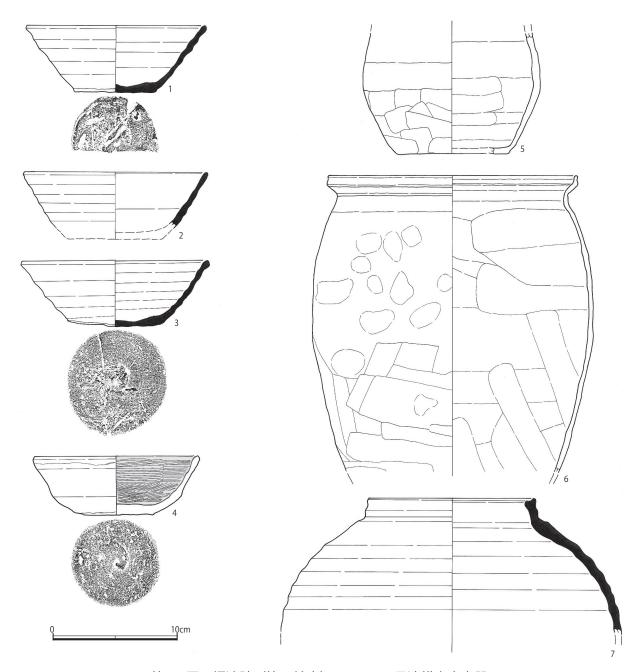
第51図 堀遺跡(第3地点)002・005号遺構出土土器・鉄製品

圧痕がみられる側面の角度から桶巻き作りによる製品とみられる。5 を除く全ての瓦が 007 号遺構から出土している。

第54図は004・005・007号遺構から出土した瓦である。6は凹凸両面にヘラ削り調整がみられる平瓦で、輪積みの痕跡が確認できることから、模骨を使用せずに粘土紐巻き上げによる製品とみられる。凹面は横方向のヘラ削りであるのに対し、凸面は端部側に横方向のヘラ削りがみられ、中央部は縦方向のヘラ削りの痕跡がみられる。7は凸面にヘラ削りの痕跡がみられる丸瓦である。凹面には布目圧痕がみられる。8は凸面にヘラ削りの痕跡がみられる丸瓦であるが、幅が狭く、長軸方向に平行して割れていることから、割熨斗瓦であった可能性がある。凹面には布目圧痕、凸面には横方向のヘラ削りの痕跡がみられる。

9・10 は凸面に正格子叩きが施された平瓦である。いずれも凹面には布目圧痕がみられる。6 が 004 号遺構, 7・8 が 008 号遺構, 9・10 が 005 号遺構から出土している。

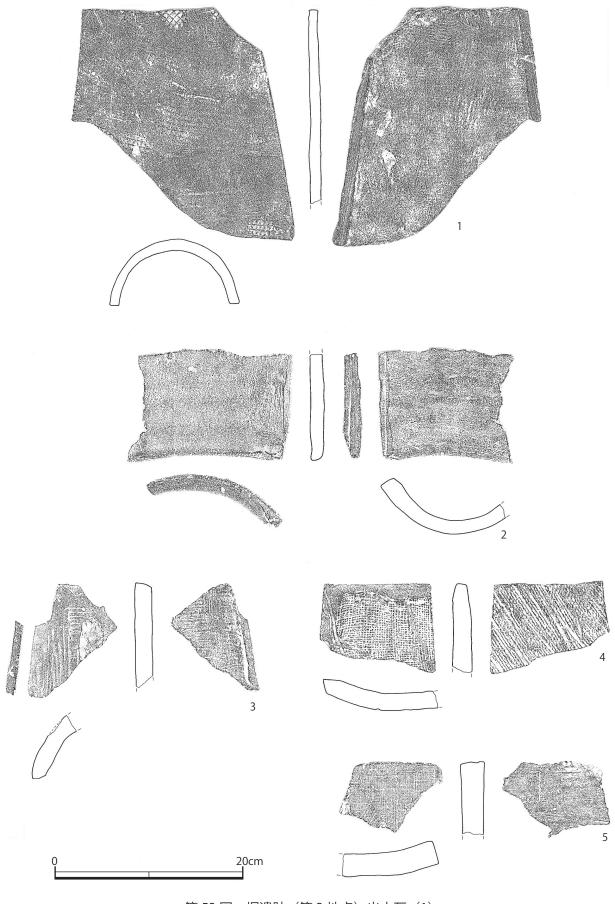
第55図-11は007号遺構から出土している丸瓦である。凸面には正格子叩きの痕跡がみられ、凹面には布目圧痕がみられる。二次焼成を被っており、004号遺構の竈構築材として利用されたものとみられる。 (木本)



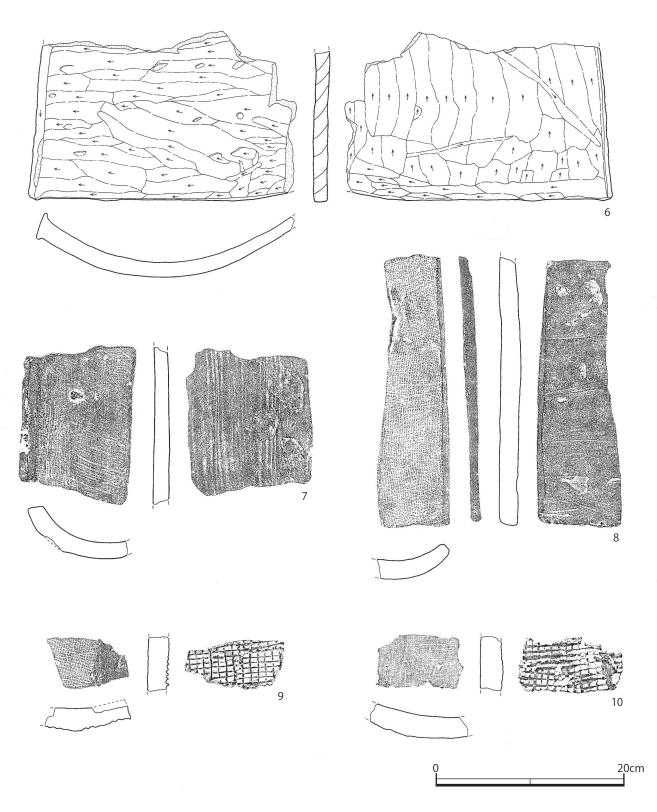
第52図 堀遺跡(第3地点)004·007号遺構出土土器

(8) 確認された埋蔵文化財の取り扱い

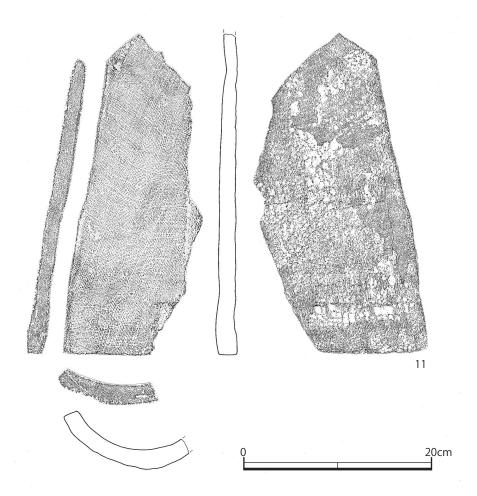
進入道路部分において、遺構・遺物が確認されたため、宅地部分も含めた全面調査の可能性があると考えられたが、事業者から設計変更により、宅地部分については盛土対応したい旨、申し入れがあったことから、確認調査を道路部分のみで終了した。今回の確認調査は全面発掘調査を前提として進めてきたため、結果的に必要以上の確認調査となってしまったため、慎重工事が相当であるとした。 (川口・関口)



第53図 堀遺跡(第3地点)出土瓦(1)



第54図 堀遺跡(第3地点)出土瓦(2)



第55図 堀遺跡(第3地点)出土瓦(3)